

葛巻町職員採用試験（2次募集）

令和7年度（随時）・8年度採用

町では、令和7年度（随時）および8年度に採用する職員の採用試験を行います。詳しくは受験案内をご覧ください。



町HP

【試験職種・採用人数】

1次募集の採用状況に応じた募集人数となるため、詳しくは受験案内または町ホームページからご確認ください。

【受験資格】

一般採用、随時採用それぞれ、職種ごとに年齢要件と免許や実務経験などの資格要件があります。詳しくは受験案内をご覧ください。

【受付期限】

8月25日(月)17時15分まで ※郵送は同日必着

【試験日時・会場】

- ▶期日 C日程:9月28日(日) D日程:10月5日(日)
※試験開始時間は職種により異なります。
- ▶会場 複合庁舎くずま～（葛巻町葛巻16-1-1）

【試験内容（第1次試験）】

教養試験、性格特性検査、作文試験、書類審査

区分	職種	試験内容			
		教養	特性	作文	書類
一般採用	一般事務	○	○	○	-
	専門職	-	○	○	-
随時採用	一般事務	-	○	○	-
	専門職	-	-	-	○

【その他】

- ①上記試験の合格者に対し、面接試験を実施します。
- ②受験案内および申込書類は町ホームページからダウンロードできるほか、政策秘書課（くずま～の4階）でも交付しています。

☎政策秘書課 ☎65-8981

お盆期間は お休みします

葛巻病院の外来診療

休日体制 8月14日(木)～15日(金)
定期的に薬をもらっている人は残量を確認して早めに受診しましょう。
※救急患者は受け付けます。
☎葛巻病院事務局 ☎66-2311

バスの運休

- ①伊保内線（県北バス）
運休期間 8月13日(水)～15日(金)
- ②大平橋線・田部線（JRバス）
運休期間 8月14日(木)～15日(金)
※13日(水)は町内区間のみ運行します。
- ③通院バス
運休期間 8月14日(木)～15日(金)
※JRバス白樺号（盛岡⇄久慈）は運行します。
☎政策秘書課 ☎65-8981
☎健康福祉課 ☎65-8991

ごみの収集

休み 8月14日(木)～16日(土)
※清掃センターへのごみの直接搬入の受け入れも休みです。
☎農林環境エネルギー課 ☎65-8985

窓口延長

休み 8月14日(木)
※窓口は17時15分までとなります。
☎住民会計課 ☎65-8993

報告とお詫び

過日、町職員（事務職・20代）が道路交通法違反（酒気帯び運転）により逮捕される事件が発生しました。このことにより、町民の皆さまの信頼を大きく裏切ることになりましたことを、心よりお詫び申し上げます。

町では、事件の発生および公安委員会による行政処分の決定などを受け、当該職員を7月19日付けで懲戒免職処分としました。

日頃から町職員に対して、道路交通法をはじめとした法令順守の徹底を指導してきた中で、こうした事件が起きたことは誠に遺憾であります。このような不祥事が二度と起こらないよう、再発防止に取り組み、町政に対する町民の皆さまの信頼回復に向けて全職員一丸となって全力を尽くすこととお誓いしまして、お詫びいたします。

葛巻町長 鈴木重男



馬淵川上流が特定都市河川に 指定されます

■特定都市河川ってなあに？

洪水などによる被害の危険性が高く、流域の土地利用が重要なものになっている河川を国土交通大臣や県知事が指定するものです。

県では気候変動に伴い激甚化、頻発化する水災害などに対し、流域治水の取り組みの一環として、雨水流出を抑える対策の強化などによる流域の安全・安心の確保を目的に、令和7年10月までを目途に馬淵川上流を「特定都市河川」に指定します。

■特定都市河川に指定されると？

1,000平方メートル以上の雨水浸透阻害行為に対して、雨水貯留浸透施設の設置や県知事の許可が必要になりますが、治水対策の強化や流域治水の推進、流域全体で水災害に備えることができるため、安全・安心なまちづくりにつながります。

■流域治水ってなあに？

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化などを踏まえ、河川の整備などの対策をより一層加速するとともに、雨水が河川に流入する地域から河川の氾濫により浸水が想定される地域まで、流域に関わるあらゆる関係者が一体となって安心して暮らせるまちづくりを目指す考え方のことです。

▶岩手県の流域治水に関する取り組みはこちらから



県HP

☎県土整備部河川課 ☎019-629-5905

農業委員会から

忘れていませんか？

「農地の手続き」

農地の売買、貸し借り、転用には、農地法に基づく手続きが必要です。自身が所有する農地であっても、農地以外の資材置場や駐車場などに活用するためには許可が必要です。

農地の相続

農地を相続したときは、農業委員会への届け出が必要です。令和6年4月1日から相続登記が義務化されています。相続手続きを先延ばしにすると、売却や担保設定ができなくなったり、相続人の数が増えることで権利関係が複雑になり、手続きにより時間や費用がかかる場合があります。

農地の売買・貸借

農地を売買するには、農地法に基づき、農業委員会の許可が必要です。許可なく農地売買契約を締結しても、その契約は無効となります。事前に農業委員会へ相談し、手続きをしてください。

また、当事者間の直接的な農地の貸し借り（口約束など）などは農地

農地の転用

転用とは農地を資材置場や駐車場など、農地以外に活用することです。農業振興地域の指定や地域計画などで農地は守られており、許可まで時間がかかる場合があります。転用の手続きが必要な場合、早めに農業委員会へご相談ください。

